04 総務省（地域再生 非予算）

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0420010	中核市の事務を執行可能な自治体となる要件を緩和する	地方自治法第252条の17の2	都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができ、また、市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。	D-1	－	現行の地方自治法においても、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができ、また、市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができることとされているところ（地方自治法第252条の17の2）。 この制度を活用することにより、都道府県との協議を経て、中核市の事務を処理することが可能となるもの。	貴省回答は「D-1（現行の規定により対応可能）」ということであるが、本提案の趣旨は、地方自治法第252条の17の2に基づき都道府県の条例により個別の事務を市町村に移譲するというのではなく、同法第252条の13に規定する中核市の要件を緩和するということにある。 この点及び右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	ご教示有難うございます。当市においても、埼玉県とは継続的に事務移譲の協議を行っているところであり、ご教示の趣旨を踏まえて、県との協議を行わせていただきたいと考えております。 ところで、県との協議を通じて「中核市の事務」を処理することができるようになった場合、地方交付税の算定はどうなるのかについてもお教えいただきたいと存じます。政令により「中核市」に指定される場合と比べて、遜色のない取扱いを受けられることを確認させていただければ幸いです。 また、中核市制度は、関係市が都道府県の同意を得た上で自ら申し出て指定を受けるものとなっており、かつ、その要件として一定規模以上の人口と面積要件を満たすこととされています。ご回答のように都道府県との協議によって市町村が中核市の事務を行うことが可能とするならば、そもそも中核市制度とはいかなる意義を有するものなのか、併せてお教えいただきたいと存じます。	D-1	－	・本提案は中核市の事務執行を可能とすることを求めるものであり、条例による事務処理の特例制度（地方自治法第252条の17の2）を活用することにより、実現することができるものと考えているところ。 ・条例による事務処理の特例制度を活用することにより市町村が処理することとなる事務については、地方財政法第28条第1項により、都道府県は、当該市町村に対し、当該事務を執行するに要する経費の財源について必要な財源措置を講じなければならないものとされているところ。 ・中核市制度は、社会的実態としての諸機能、規模能力等が充実した都市として一定の要件を充たす市に対し、都道府県の事務の一部を一括して移譲する制度である一方、条例による事務処理の特例制度は、地域の実情に応じ、地域の主体的判断に基づき、柔軟に都道府県の事務権限の一部を一括又は個別に市町村に配分することを可能とする制度である。	右の再意見にもあるように、提案主体は現行の「条例による事務処理の特例制度」の活用によるのではなく、中核市制度の規制特例（要件緩和）を求めている。 提案主体からの再意見の趣旨を十分に踏まえ、提案が実現できないか、再度検討し、回答されたい。	ご回答、有難うございます。 本提案について、貴省からは、「条例による事務処理の特例制度（地方自治法第252条の17の2）を活用することにより実現できる」とのご回答をいただきました。 もとより、同条の規定により事務移譲を進めることは可能であり、当市においても、従来より埼玉県との協議を通じてこれを進めてきたこと、今後もこれを推進する考えであることは、前回意見書で申し述べたとおりです。 しかしながら、同条が「知事の権限に属する事務の一部を条例に基づき市町村が処理することができる」旨を規定している一方、中核市については、同法第252条の22において「指定都市が処理できる事務のうち、（中略）以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより処理することができる」旨、規定しています。 すなわち、前者は、個別の事務についての都道府県条例による定めを前提とする市町村への事務移譲であり、後者は、都道府県条例の介在、制約を受けることなく、政令に基づき事務権限が全面的に都道府県から中核市に移行されるというものであり、双方の位置づけや、事務執行権限の範囲は自ずと異なると考えられます。この点で、地方分権の推進に果たす中核市制度の役割は大変大きなものがあり、当該制度の意義もそこにあるものと考えるところです。 当市提案は、この意義を踏まえ、完全な形で中核市の事務執行が可能となるよう規制改革提案をさせていただいているものであり、提案の趣旨に沿ったご回答をいただきますよう改めてお願い申し上げます。 また、残念ながら地方交付税措置についてのご回答はいただけませんでしたが、当市独自の試算では、当市が中核市の事務を執行した場合、基準財政需要額が15億円以上増加する見込みです。当市では、特例市への移行に伴い、県から大変多くの事務移譲を受けましたが、その際の需要増加額が1億円であったことは大きな違いです。中核市の場合は、対象となる経費の態容補正等で特段の措置があることがその要因と思われます。 しかし、残念ながら貴省のご回答では、制度上、任意の事務移譲であっても当然にしてこの需要増加額相当分が県から財源移譲されるという点を明確にしていただけませんでした。 このことからも、特例制度（法第252条の17の2）を通じて当市提案を実現することには大きな困難が伴い、むしろ中核市制度の規制特例を設けることによって分権改革のスピードアップをはかっていくことのほうが、より実効性が高いと考えられます。 以上の点を是非ご理解いただき、当市提案の実現にお骨折りをいただきますよう、改めてお願い申し上げます。	D-1	－	・中核市制度は、社会的実態としての諸機能、規模能力等が充実した都市として一定の要件（人口要件、面積要件）を充たす市に対し、都道府県の事務の一部を一括して移譲する制度であり、この法定の要件を充たさない市について、地域の実情に応じ、地域の主体的判断に基づき、個別に規模能力等を勘案し、柔軟に都道府県の事務権限の一部を一括又は個別に市町村に配分することを可能とする制度が条例による事務処理の特例制度である。 したがって、法定の要件を満たさない一部の市について個別に判断し中核市の指定を行うことは、基本的な制度の考え方にそぐわないものである。 また、事務処理の特例制度を活用することにより、個別に規模能力等が認められる場合には、中核市に移譲される事務と同様の事務を行うことができるようになるもの。 なお、条例による事務処理の特例制度は、個々の事務を市町村に配分するため、都道府県と市町村との協議、都道府県の条例の制定等が必要となるが、中核市制度についても、個々の事務を一括して移譲するため、都道府県の議会の議決を経た同意、政令による指定が必要とされている。 ・今回の提案の趣旨が、地方交付税による措置を目的とするのではなく、あくまで事務執行権限の拡大を目的とするのであれば、前回の回答でお示ししたとおり、地方財政法第28条第1項により、都道府県は、その事務の一部を執行する市町村に対し、事務執行に要する経費の財源について必要な措置を講じなければならないものとされているところであり、事務執行権限の拡大に伴い必要な財源は措置されることとなる。 ・条例による事務処理の特例制度は、中核市の要件を充たさない団体であっても、これを活用することにより中核市の事務と同様の事務を行うことを可能とするもので、まさに地方分権を一層推進するための重要な制度である。 ・なお、中核市の指定要件のあり方については、第28次地方制度調査会において審議されているところ。	1119	11191010	中核市の事務を執行可能な自治体となる要件を緩和し、一定の財政力等を持つ特例市が自ら申し出ることにより中核市の事務執行が可能となるようにし、住民サービスの向上と、県・市2重行政の解消による行政事務の効率化を実現するものである。	次の条件を満たす特例市が自ら申し出ることにより中核市の事務執行が可能となるようにし、住民サービスの向上と、県・市2重行政の解消による行政事務の効率化を実現する。 ① 地方自治法第252条の26の3に定める特例市であること。 ② 申出時点において、地方交付税法第2条に規定する基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヵ年平均値（財政力指数）が0．7以上であり、相応の財政的自立度を有していること。 ③ 許認可等事務を公正、透明に執行する観点から、情報の公開と個人情報保護について一定水準以上の制度を設け、既に実施していること。	埼玉県草加市	小粒でも「中核市」特区
0420020	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援	地方財政法第5条、5条の2及び第33条の7	地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用または公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されているため、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっているが、地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとしている。 なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となる。	A-2	運用	有償貸付けを伴い許可を受けた施設と異なる施設への転用を行う場合であっても、資金貸付先が地方債の繰上償還を不要とする場合は、原則として繰上償還を不要とする取扱いとする。	地域再生に係る地域限定の支援策としての対応については、可能な限り、提案主体が示す内容を実現する方向で検討されたい。		A-2	運用	可能な限り、提案主体が示す内容を実現する方向で検討する。						1207	12072010	廃校舎等の有効活用を公共用に活用することが難しく、地域経済・地域活力・地域雇用につながる民間事業者参入をもって有効活用するときは、その廃学校施設が、国庫補助金・地方債等で整備され、国庫補助金の返納・地方債の繰上償還・今後の施設維持管理費が生じる場合については、廃校舎等を民間事業者に有償で貸付ける場合においても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置の拡大をお願いします。	学校統廃合に伴う廃校舎等施設の民間事業者への有償貸付け 旅館・レストラン・事務所・工場等施設	熊本県山都町	統廃合に伴う廃校舎等施設の民間有償貸付けによる転用と民間事業者参入による地域活性化計画
0420030	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法（府県を対象とした第252条の19（指定都市の権能）と同様の規定の新設）	政令で指定する人口五十万人以上の市（以下「政令市」という。）は、都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。	C	I	特定の都道府県に国から権限を移譲することは地方自治制度の根幹に関わる問題であり、これを一般制度として導入することは、政府全体で慎重に検討すべき課題である。そもそも指定都市制度は、戦後、大都市を都道府県の区域外に置くこととした特別市制度の廃止に伴い創設された経緯のある制度であり、国から都道府県への権限の移譲を指定都市制度に類似するものとして扱うことは不可能である。なお、広域自治体としての道州制の導入について、第28次地方制度調査会において議論されているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本県では、合併による市町村の再編や静岡市の政令市化などにより、基礎的自治体である市町村の行財政能力が向上し、政令県実現の要件が整いつつあるので、本提案を契機に政府全体で制度導入について検討していただきたい。 地域再生の制度は、特定の地域への権限移譲を含む措置を想定しており、政令県構想は、国の地方支分部局の権限を一定の規模、能力を備えた道府県に移譲する制度を提案するものであるので、指定都市とは関係なく制度の趣旨に沿うものであると考える。 また、政令県構想は、「道」制度への再編過程における現実的手段として位置付けられるものであるため、道州制に関する議論と相容れないものではなく、議論の過程においても実現可能な内容である。	C	I	ご指摘のとおり、国の役割を重点化し、その機能を地方公共団体に移譲することは必要なことである。しかし、特定の都道府県に国から権限を移譲することは地方自治制度の根幹に関わる問題であり、これを一般制度として導入することは、政府全体で慎重に検討すべき課題である。なお、広域自治体としての道州制の導入について、第28次地方制度調査会において議論されているところである。	右の提案主体からの再意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	特定の都道府県に国から権限を移譲することが、地方自治制度の根幹に関わる問題であることはご指摘のとおりであるが、本構想は、都道府県が合併などにより最終的に一般制度としての「道」制度に再編されるまでの過渡期における現実的な仕組を提案するものであり、一定以上の規模、能力を備え、意欲のある一部の都道府県に限定された試行的取組として実現可能な内容である。 また、国は北海道における道州制の先行的・モデル的取組として「道州制特区」の検討を要請しているが、本構想も道州制特区と同様に、国の地方分権推進のモデルとなり得るものである。 したがって、貴省より関連部門にもご提示いただき、早急に政府全体で検討していただくことを希望する。	C	I	都道府県（広域自治体）のあり方に関しては、第28次地方制度調査会において、都府県よりも相当広域の道州を全国的に設置することにより、国からの大幅な権限移譲等を実現し、新しい国・地方の政府像を構築することを主旨とする「道州制」の導入が議論されているところである。今後は、道州制への移行過程も含め、道州制の制度設計についてさまざまな角度から検討され、来年2月を目途に答申が出されるものと見込んでいる。 ご提案は、現在の都道府県の区域を維持しつつ、特定の都道府県に国からの権限移譲を行うことを内容とするものであるが、これが道州制の導入とどのように関連するかも含め、ご提案も参考にしつつ道州制の制度設計の検討を進めてまいりたい。	1265	12652010	地方自治法の改正（道府県を対象とした第252条の19（指定都市の権能）と同様の規定の新設） ＊ 内容 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営（NPM）の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 なお、制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。 ＊ 権限の受入体制 静岡県には、約377万人（平成12年国勢調査）の県民が暮らしており、国際比較では、シンガポール、ニュージーランド、アイルランドなど、一国に匹敵している。また、全国第5位の財政力指数、職員の少なさ（対県民人口比）全国4位、業務棚卸表などNPMの積極的導入等、「政令県」たる行財政基盤と自治能力を有している。 ＊ 権限移譲事務の例 総務省 有線テレビジョン放送施設の設置許可等 財務省 徴税事務の一元化等 厚生労働省 都道府県労働局の事務、保険医療機関の指導・監査等 農林水産省 国有林野の管理・経営、農地転用許可等 経済産業省 商工会議所の設立認可、簡易ガス事業の許認可等 国土交通省 道路の建設・管理、乗合バス事業の許認可等 環境省 国立公園内の各種許認可	次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高年齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。 ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の“ものづくり産業”の支援 ・社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援 ・人間のための科学技術の革新 ・誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出	静岡県	静岡県政令県構想
0420040	審議会の必置規制の廃止	地方税法第401条の2第1項	都道府県固定資産評価審議会は固定資産の評価に関する事項で、都道府県知事がその意見を求めたものについては調査審議することとされているが、都道府県知事は次の事項については、必ずその意見を聴かなければならない。（1） 都道府県知事が定めることとされる指定市町村以外の提示平均価格等の評価基準の細目に関すること。（2） 市町村における固定資産の価格の決定が評価基準によっていないため、都道府県知事が当該市町村に対し価格の修正を勧告すること。	C	I	都道府県固定資産評価審議会は固定資産評価基準に基づく提示平均価額の算定、その基礎となる基準地価格の調整及び都道府県知事が市町村に対して行う価格の修正勧告などは必ずその意見を聴かなければならないものとされている。 これらの事項は、固定資産の評価の適正・均衡を図るため重要な事項であり、かつ、最終的には個々の納税者の税負担に関わるものである。したがって、これらの固定資産の評価等に関する事項については、客観的、中立的な立場から審議を行う必要があり、直ちに都道府県固定資産評価審議会の設置を任意とすることは困難である。 ただし、今後、固定資産評価における客観性や中立性担保のあり方については、地方分権の流れも踏まえつつ、引き続き検討してまいりたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 また、貴省において、「固定資産評価における客観性や中立性担保のあり方については、地方分権の流れを踏まえつつ、引き続き検討」するとのことであるが、当該検討の内容と今後のスケジュールを明らかにされたい。	市町が行う固定資産の評価に関する事項について，県が関与して調整することは分権の趣旨に反すること，また事実上調整の余地もなく，設置の必要性が薄れていることから，審査会の必置の見直しについて引き続きご検討いただきたい。	C	I	知事が都道府県固定資産評価審議会に意見を聴くこととされている固定資産評価基準に基づく提示平均価額の算定、その基礎となる基準地価格の調整及び都道府県知事が市町村に対して行う価格の修正勧告などは、固定資産の評価の適正・均衡を図るため重要な事項であり、かつ、最終的には個々の納税者の税負担に関わるものであるため、客観的、中立的な立場から審議を行う必要がある。 上記のようなことから、その必置の見直しについては、固定資産評価における客観性・中立性をどのように担保することができるかとの観点から、慎重な検討を要するものである。 したがって、審議会が果たしてきた役割や、審議会委員が構成している関係行政機関、有識者等の意見等を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。	都道府県固定資産評価審議会の必置規制の見直しについて、その廃止を含めた検討が行われるのかといったことを含めて、今後の貴省における検討の方向性及びスケジュールを明らかにされたい。	今後の行われる検討に際し，その内容を随時情報提供いただくとともに，必置規制の廃止を含めた審議会のあり方について，十分にご検討いただきたい。	C	I	検討の方向性については「再検討要請に対する回答」でお答えしたとおりである。なお、今後の検討スケジュールについては現在までのところ固まっていないが、地方団体と意思疎通を図りながら検討を進めてまいりたい。	1267	12672090	○審議会の設置の如何については，地方自治体の自主的な運営方針に委ねるべきである。	審議会の設置について，その必要性等については，地方自治体の裁量に委ねるべきである。	広島県	分権ひろしま活性化プラン
0420050	事務処理特例条例で基礎自治体に事務を移譲した場合における個別法令に基づく基礎自治体から国への事前協議について，県経由規定を廃止すること	地方自治法252条の17の3第2項、第3項	地方自治法第252条の17の3第2項、第3項	C	I	条例による事務処理の特例の対象となる事務を規定している個々の法令が、地方自治法第252条の17の3第1項の規定により、当該市町村が処理することとされた事務の範囲内において、当該市町村に適用されることとなり、それまで国の行政機関が都道府県に行うこととされていた助言等、資料の提出要求等又は是正の要求等については、国の行政機関が直接に行うこととなる。この場合において、都道府県の判断により、市町村が事務を処理することとなることから、国の行政機関の便宜等を図るため、都道府県を通じて行うことができることとされている。同様に協議についても都道府県を通じて行うものとし、また、国の許認可等に係る申請等も都道府県を経由して行うものとしている。このため、国の行政機関等の理解を得ることは困難と考えられる。	本提案の趣旨は、広域的自治体（県）から基礎的自治体（市町村）への分権推進の観点から、事務処理特例条例により移譲した事務ついては、当該事務の執行責任を負う基礎的自治体において自立的に行われるべきであり、広域的自治体が関与すべきではないというところにある。 一方、貴省回答では、都道府県の経由は国の行政機関の便宜上必要とするのみである。 地方分権の推進という課題の重要性に鑑み、提案の趣旨が実現できないか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。	○全国的な市町村合併の進展により，全国的な市町村数は，1300余に再編される。また，本県においても，合併を推進した結果，従来86あった市町村が，平成17年度末には23の市町再編される。 ○本県は，地方分権改革を推進する観点から，今後，再編された市町に対し，地方自治法に規定された事務処理特例条例を活用して事務権限の移譲を行うこととしており，これは，地方分権改革の本旨に合致するものと考えている。 ○地方自治法第252条の17の3第2項の規定についても，そのような地方分権改革の本旨に則り定められた規定であると解しており，そのような中で，回答にある「国の行政機関の便宜等を図る」や「国の行政機関等の理解を得ることは困難と考えられる」ことを理由に，同法同条第3項の規定を見直すことが出来ないとされることは，理解できない。 ○国において推進された市町村合併を始めとする地方分権改革の趣旨に立ち，なぜ都道府県が関与する必要性が生じるのかについて，御回答いただきたい。	C	I	地方自治法第252条の17の3第2項及び第3項は、国との協議を行うことなく、法令で都道府県の権限とされている事務を都道府県の判断によりその条例によって市町村が処理することとするために必要な手続きを規定したものである。仮に、地方自治法第252条の17の3第2項及び第3項を廃止し、国との協議や国への許認可等の申請等に関して都道府県を経由することなく行うこととするには、市町村が直接に国と協議を行うことや国に許認可等の申請等を行うことについて事前に国との調整や協議が必要となることが考えられ、地方分権の推進の観点から慎重に考える必要がある。	前回貴省回答において対応不可とする理由に係る提案主体からの右再意見に記載の疑義について明確に回答いただくとともに、その上で、同再意見の趣旨を踏まえ、地方分権の推進の観点から、提案の実現に関し、貴省において今後検討することができないか、検討し、回答されたい。	○貴省の回答において，「市町村が直接に国と協議を行うことや国に許認可等の申請等を行うことについて事前に国との調整や協議が必要となることが考えられ、地方分権の推進の観点から慎重に考える必要がある。」とあるが，事務処理特例条例により権限移譲を受けた基礎自治体が，直接，国と協議等を行うことが，地方分権の観点からも理想的な形であると考えられるが，なぜ，それを慎重に考えなければいけないのか，その理由を回答いただきたい。 ○現行法令上の都道府県を経由する形の方が，地方分権の趣旨からも理想的であるとの回答とも取れるが，いずれにしても，本県の提案趣旨である「地方分権の本旨に則り，都道府県の関与をなくし，当事者である基礎自治体と国における直接的な調整・協議等行えるよう地方自治法第252条の17の3の改正」について，対応不可の理由が明確に回答されていないので，その点を詳細に御回答いただきたい。	C	I	ご指摘のとおり市町村が直接に国と協議を行うことや国に許認可等の申請等を行うこと自体は地方分権の趣旨に反するものではない。 しかし、現行制度は、法令で都道府県の権限とされている事務につき、国と都道府県の間で協議等を行うとの規定がある場合において都道府県が国の同意等を得ることなく、都道府県の判断により市町村が当該事務を行えるようにするために必要な手続きを定めたものであり、地方分権推進の観点から設けられたものである。	1267	12672180	○ 事務処理特例条例により，規模・能力等の拡大した基礎自治体に移譲した事務については，県の関与を排除し，基礎自治体が国と直接協議できるよう制度の見直しを提案，	○事務処理特例条例で基礎自治体に移譲した事務に係る県経由規定が廃止されることにより，規模・能力の拡大した基礎自治体の責任において，国と直接協議することが可能となる。	広島県	分権ひろしま活性化プラン